

第48号議案 長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例の目的	1
2 条例改正の経緯	1
3 条例改正の概要	1～2
4 災害援護資金の概要	2～3
5 災害援護資金の貸付けの仕組み	4
6 法改正に伴う主な変更内容	5
7 条例新旧対照表	6

(参考資料)

(現行) 長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例	7～11
(抜粋) 災害弔慰金の支給等に関する法律	12
(抜粋) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令	12
長崎市における災害援護資金貸付金の貸付状況等	13
被災者生活再建支援制度について	14

市民生活部

平成31年2月

1 条例の目的

本市においては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の規定に準拠し、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的として、昭和 49 年 6 月に、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例を制定している。

2 条例改正の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 8 次地方分権一括法）が公布され、経済情勢の変化による市中金利の低下を受け、市町村が政策判断に基づき、災害援護資金の貸付けにあたり、これまでより低い利率で貸付けることが可能となるよう、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われた。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、償還方法の拡充、保証人の要件緩和及び延滞利率の適正化が行われた。

3 条例改正の概要

(1) 条例改正の内容

ア 災害援護資金の貸付けに係る利率の見直し

(ア) 改正内容

「年 3 パーセント」を「無利子」に改める。

(イ) 改正理由

災害援護資金は、国が 2/3、都道府県等が 1/3 の割合で貸付けの資金を確保し、市町村は、当該資金を地方債により無利子で借入れるものであり、事務手続きに係る人件費を除き、直接的な財政負担は生じないことから無利子とするもの。

イ 災害援護資金の貸付けに係る保証人の規定の整備

(ア) 改正内容

「保証人を立てなければならない」旨を規定する。

(イ) 改正理由

これまでは、施行令第 8 条の規定により、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないとなっていたが、保証人の要件に関する規定が削除されることとなった。しかしながら、本市としては、借受人からの償還が滞った場合、県への償還を本市が立て替えたうえで、借受人から債権を回

取しなければならず、債権管理上、これまでどおり連帯保証人を置くことで、連帯保証人が長崎市に対し債務を履行する責任を負わせ、債権回収を行うため、条文を整備するもの。

ウ 災害援護資金の貸付けに係る償還方法の見直し

(7) 改正内容

年賦償還、半年賦償還に加え、「月賦償還」による方法を加える。

(4) 改正理由

現行制度においては、年賦償還又は半年賦償還に限られている災害援護資金貸付金の償還方法について、各々の借受人の事情に応じた償還方法を選択できるようになることから、見直しを行うもの。

エ その他所要の整理

(2) 施行期日等

ア 施行期日

法令改正の施行期日である、平成 31 年 4 月 1 日とするもの。

イ 経過措置

災害援護資金の貸付けに係る月賦償還の方法は、既貸付分の償還に対しても適用するものとし、当該貸付けに係る利率その他の改正については、施行日以後に発生した災害に係る当該貸付けについて適用する旨規定するもの。

4 災害援護資金の概要

(1) 対象となる災害

対象となる災害は、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害

(2) 支給対象者

支給対象となる者は、次の被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が重傷を負った場合（療養に要する期間がおおむね 1 か月以上の負傷）

イ 住居が滅失、流失、全壊又は半壊した場合（住居は本人所有を原則とするが、借家の場合も、住居が全壊し、引き続き居住できず、家財の 1/3 以上が被害にあっている場合は対象）

ウ 家財に損害があった場合（被害金額がその家財価格のおおむね 1/3 以上の損害）

(3) 貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主が負傷した場合 (療養に1か月以上)	家財、住居とも損害なし	150万円
	家財の損害1/3以上	250万円
	住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主が負傷しなかった場合 (療養に1か月以上かからない場合を含む。)	家財の損害1/3以上	150万円
	住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失し又は 流失	350万円

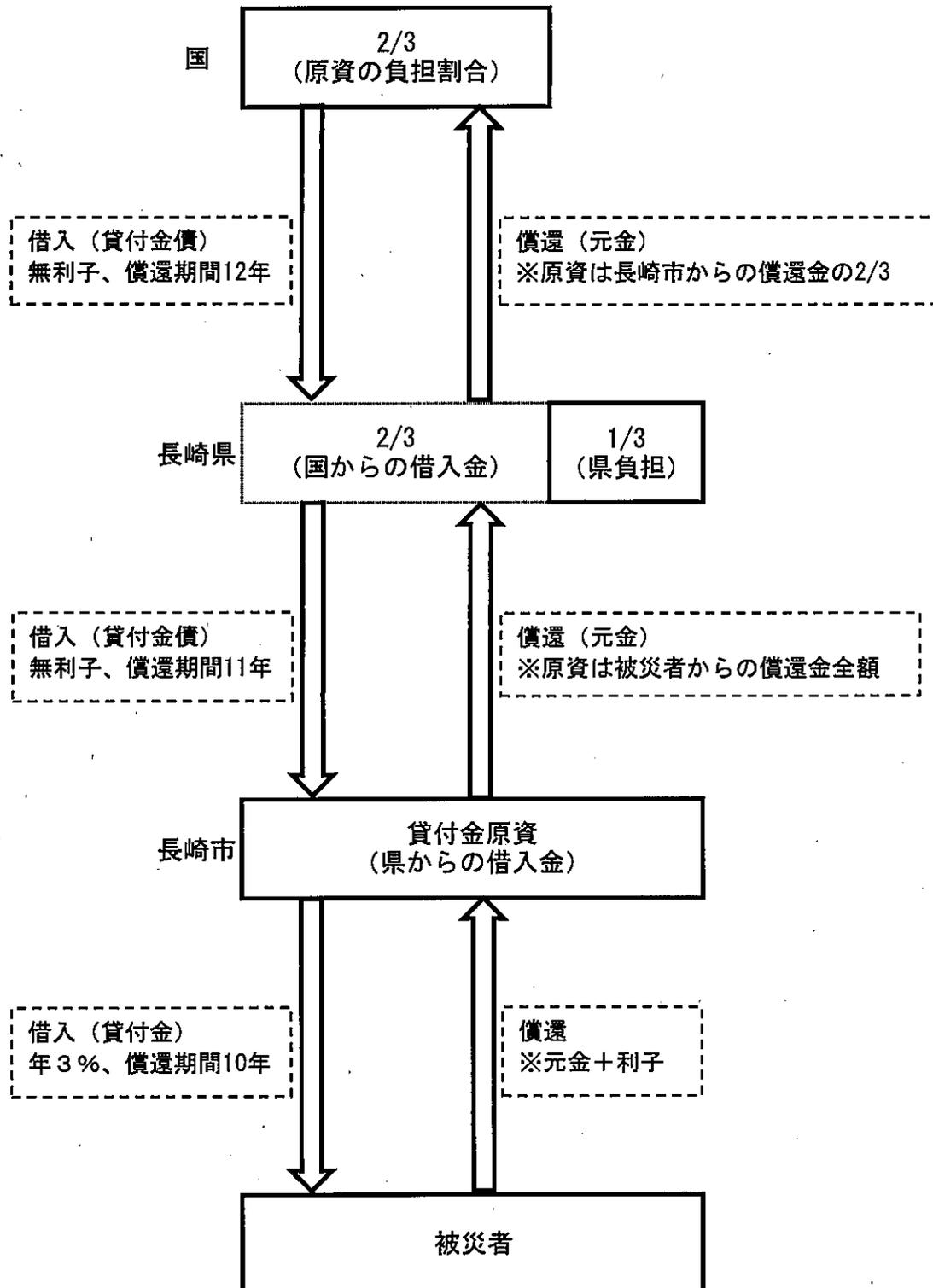
※ 被災した住居を建て直す際に、その残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、()内の金額

(4) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算した額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

5 災害援護資金の貸付けの仕組み



6 法改正に伴う主な変更内容

	改正前	改正後
法	<p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第10条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷</p> <p>(2) 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害</p> <p>2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。</p> <p>3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は10年を超えない範囲内で政令で定める。</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p>	<p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で条例で定める率とする。</p>
施行令	<p>(災害援護資金の限度額及び償還方法)</p> <p>第7条 法第10条第2項に規定する限度額は、350万円とする。（以下略）</p> <p>2 法第10条第3項に規定する償還期間は、10年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち3年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事業を勘案して定める場合にあつては、5年）とする。</p> <p>3 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。</p> <p>4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。</p> <p>(保証人)</p> <p>第8条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第10条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第10条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</p> <p>4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けたものは、いつでも繰上償還することができる。</p> <p>(第8条削除、以下条ずれ)</p> <p>(違約金)</p> <p>第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。（以下略）</p>
条例	<p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。</p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</p> <p>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>

7 条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>第1条～第13条 略 （利率）</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 <u>償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p> <p>中略</p>	<p>第1条～第13条 略 <u>（利率及び保証人）</u></p> <p>第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き<u>無利子とする。</u></p> <p><u>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>中略</p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正後の長崎市弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</u></p>

(参考資料)

(現行) 長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 本市は、市民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者に遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、死亡者の死亡時にその者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者の死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に該当する場合は支給しない。

- (1) 当時死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合（その症状が固定した場合を含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯

の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があると認める場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、そのうち据置期間は、3年（規則で定める場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)
- 2 平成17年1月4日(以下「6町の編入日」という。)前に旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町の区域内に住所を有していた者に対する6町の編入日前までに生じた災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年香焼町条例第7号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年伊王島町条例第23号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年高島町条例第46号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年野母崎町条例第23号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年外海町条例第33号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三和町条例第13号)の例による。
(琴海町の編入に伴う経過措置)
- 3 平成18年1月4日(以下「琴海町の編入日」という。)前に旧琴海町の区域内に住所を有していた者に対する琴海町の編入日前までに生じた災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年琴海町条例第24号)の例による。

附 則(昭和50年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月25日条例第43号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長崎市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和53年7月1日条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長崎市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和56年7月3日条例第38号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長崎市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年10月12日条例第24号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月18日条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年9月30日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

（災害弔慰金の内払）

- 3 改正後の条例第5条の規定を適用する場合においては、改正前の長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条の規定に基づいて支給された災害弔慰金は、改正後の条例第5条の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

附 則（平成11年12月22日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第109号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第93号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成23年9月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

(抜粋) 災害弔慰金の支給等に関する法律

(償還免除)

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(抜粋) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(保証人)

第八条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十条の規定による違約金を包含するものとする。

(一時償還)

第九条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第七条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第十条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年十・七五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第十一条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合)

第十二条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合とする。

長崎市における災害援護資金貸付金の貸付状況等

(平成30年12月末日現在)

区 分		件数	元 金	利 子	合 計	完済率
		件	円	円	円	%
昭和五十七年 長崎大水害	貸付	798	598,200,000	68,599,560	666,799,560	98.5
	未償還	19	8,380,920	1,557,300	9,938,220	
昭和六十二年 台風十二号	貸付	17	16,100,000	1,811,250	17,911,250	100.0
	未償還	0	0	0	0	
平成三年 台風十九号	貸付	311	504,900,000	57,674,070	562,574,070	97.8
	未償還	14	10,932,500	1,310,116	12,242,616	
計	貸付	1,126	1,119,200,000	128,084,880	1,247,284,880	98.2
	未償還	33	19,313,420	2,867,416	22,180,836	

被災者生活再建支援制度について

1 被災者生活再建支援制度の内容

(1) 制度の概要

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度（平成10年5月創設）

(2) 支援金の支給額

支援金の支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。

ア 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

イ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(3) 支援金の使途

支援金の使途は限定されないので、何にでも使用可能

2 対象となる災害及び対象者

(1) 対象となる災害

自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等

(2) 対象者

住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※1）又は大規模半壊した世帯。ただし、被災時に現に居住していた世帯が対象であるため、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象外

（※1）全壊等には次の世帯を含む。

- ア 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- イ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）